

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理業の許可等に関し、当該許可等の申請に先立って必要な指導等を行うことにより、汚染土壌の適正な処理を推進し、並びに汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理業の許可等 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可又は法第23条第1項の規定による変更の許可をいう。
- (4) 事業計画者 汚染土壌処理業の許可等を受けようとする者をいう。
- (5) 関係市町長 汚染土壌処理施設の設置の場所を所管する市町の長をいう。

(生活環境に及ぼす影響の調査)

第3条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可等を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に、当該汚染土壌処理業の用に供する汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境の状況並びに当該汚染土壌処理業を行うことによって当該汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査し、生活環境保全上の措置を記載した書類を作成しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合であって、当該既存の施設の設置について環境影響評価法（平成9年法律第81号）第12条第1項若しくは愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第12条の規定による環境影響評価又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第3項の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しているときは、この限りでない。

- (1) 汚染土壌処理施設を新設して汚染土壌処理業を行おうとする場合 当該汚染土壌処理施設の新設の工事の着手前
- (2) 既存の施設を汚染土壌処理の用に供して汚染土壌処理業を行おうとする場合で、当該施設の構造の変更を伴うとき 当該施設の構造の変更の工事の着手前
- (3) 既存の施設を汚染土壌処理の用に供して汚染土壌処理業を行おうとする場合で、当該施設の構造の変更を伴わないとき 当該汚染土壌処理業の許可の申請前
- (4) 法第23条第1項の規定による変更の許可の場合 法第22条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更の工事の着手前

(地域住民への周知)

第4条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可等を受けようとするときは、関係地域住民の理解を深めるため、当該汚染土壌処理業に係る計画を周知しなければならない。

(事前協議)

第5条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可等を受けようとするときは、あらかじめ汚

染土壌処理業の許可等に係る事前協議書（別記様式。以下「事前協議書」という。）を知事に提出し、その旨を協議しなければならない。

- 2 事前協議書には、第3条本文に規定する生活環境保全上の措置を記載した書類及び前条の規定による関係地域住民への周知の状況を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、事前協議書の提出があった場合においては、その内容を審査し、当該汚染土壌処理業に係る計画が適正であると認めるときは、その旨を事業計画者及び関係市町長に通知するものとする。
- 4 知事は、前項に規定する審査の過程において、必要と認めるときは、事業計画者に対し、事前協議書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導することがある。
- 5 事業計画者は、第3項の規定による通知を受けた後でなければ、汚染土壌処理業の許可等の申請をし、又は当該汚染土壌処理施設に係る工事に着手してはならない。

（市町長の意見聴取）

第6条 知事は、前条第1項の規定による事前協議を受けた場合は、関係市町長に対し関係書類を送付するとともに、生活環境保全上の見地からの意見を聴くものとする。

（事前協議の失効）

第7条 事業計画者が第5条第3項の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに汚染土壌処理業の許可等の申請をせず、又は当該汚染土壌処理施設に係る工事に着手しないときは、当該汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議については、なかったものとみなす。ただし、事業計画者の責めに帰することができない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

（雑則）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成22年3月31日までの間は、第1条中「土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）」とあるのは、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）」とする。

記様式（第5条関係） 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書

汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書

年 月 日

愛媛県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
協議者 にとっては、その代表者の氏名
(電話番号)

協議者の事務所の所在地					
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称					
汚染土壌処理施設の設置の場所					
汚染土壌処理施設の種類					
汚染土壌処理施設の構造					
汚染土壌処理施設の処理能力					
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態					
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は、その都道府県名（政令で定める市にあっては、市名）及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	都道府県名（市名）		許可番号（申請年月日）		
汚染土壌の処理の方法					
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）					
保管設備の場所及び容量					
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第3項第2号八に規定する役員の氏名及び住所	氏 名		住 所		
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号、種類及び処理能力	名 称	所在地	許可番号	種 類	処理能力
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日				
環境影響評価等の実施状況					
変 更 の 理 由					

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 4 変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る事項（括弧書きで変更前の内容についても、記載すること。）及び変更の理由のみを記載すること。
- 5 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第2条第2項に規定する書類及び図面（変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る書類及び図面）
- (2) 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱（平成22年2月愛媛県告示第169号）第3条本文に規定する生活環境保全上の措置を記載した書類及び同要綱第4条の規定による関係地域住民への周知の状況を記載した書類